



～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第8回 犯罪被害者弁護士派遣制度

犯罪被害者支援委員会 委員 坂本 哲

このたび全国初の犯罪被害者派遣弁護士制度を当会で創設しました。制度内容は別紙をご参照いただくとして、その概要と状況をご説明します。

1. 導入の趣旨

今、大阪府内で犯罪(例えば、傷害)が起きて、被疑者が逮捕され、T警察署の留置場に勾留されたとする。そのとき、担当の警察官から、弁護士との接見を希望するかと聞かれ、被疑者が希望すると答えれば、警察官は大阪弁護士会に弁護士(私選紹介弁護士)の派遣を要請する。弁護士会は、その日の当番となっている弁護士に連絡し、その弁護士は、その日のうちに、T警察署に赴き、1回だけ無料で被疑者と接見を行い、被疑者の権利、今後予想される展開等を説明し、警察の取り調べにどう臨むべきか等々のアドバイスを行う。そして、資力の乏しい被疑者には、国選弁護人がつく。

他方、その被疑者によって被害を受けた被害者はどうか。

被害者は、警察署に被害届を出して、それで終わり。もし弁護士に相談したければ、弁護士を自分で探して、その弁護士の事務所に出かけて行って、疑問点について質問し、アドバイスを受ける必要がある。

以上が、2016(平成28)年10月2日以前の状況である。

この状況はどう考えても不公平である。この不公平の解消を目指して、犯罪被害者弁護士派遣制度は発足した。

具体的には、犯罪の被害によるダメージが大きくて、家から一歩も出ることができない被害者は弁護士に会いに行くことができない。これは、身柄を拘束された被疑者のおかれた状況に匹敵する。

犯罪被害者にのみ着目してみても、被害者は犯罪被害によるダメージが大きければ大きいほど、誰かに相談するエネルギーは乏しくなる。つまり、ダメージが大きく、支援の必要性が大きければ大きいほど、被害者本人には、他人に支援を求めるエネルギーが湧いてこないのである。それゆえ、弁護士に限らず犯罪被害者を支援しようとする者は、自分の方から、被害者に接近をはかる必要がある。

今回の弁護士派遣制度のもう1つの意義も、この点にある。この意義を徹底すれば、犯罪被害者本人からの派遣要請

がない場合も、弁護士から犯罪被害者に接近していく必要がある。しかし、いきなり、そこまではいけないので、まず、犯罪被害者またはその家族による派遣要請を派遣の要件とした。

なお、犯罪被害者は、もう被害を受け終わっているのだから、弁護士が支援する必要があるのかという疑問があるかもしれない。しかし、犯罪被害者は様々な形で、二次被害を受ける。また、犯罪被害者は、多くの場合、自分を責め、周囲から孤立していく。この二次被害から被害者を守り、被害者に「貴方は悪くない。」と言い続け、孤立させないようにすることが是非とも必要である。この活動は、弁護士もできるのである。

2. 制度開設後の状況

2016年10月3日に本制度がスタートして以来、今日(12月14日)現在、3件の派遣要請があった。

いずれも傷害事件の被害者本人またはその家族からの派遣要請であった。

派遣要請があった事件の被害者のうち、1名は最寄りの心療内科に通う以外は家から出ることができない人であったが、他の2名は、必ずしも家から出ることができない状況にあるわけではなかった。ただ、この3名に共通するのは、誰に相談したらよいかわからない、相談する人がいない、誰も真摯に話を聴いてくれないという状況であった。したがって、今後、弁護士派遣制度は、犯罪被害者の最後の受け皿(セーフティネット)として認知されていくように思われる。

3. 課題

制度自体の広報がまだまだ不十分であることが最大の課題である。しかし、この広報、そして「弁護士は犯罪被害者及びその家族の人権をも擁護する」との市民意識の醸成には、相当時間がかかると思われる。そこで、当面、弁護士派遣要請があった事案に犯罪被害者の心情を理解しようと努力し続ける弁護士を派遣して、大阪府民の支持を集めていくことが肝要と思われる。



- 大切な方を殺害されたご遺族や、性被害の被害者などの**重大な被害を被った犯罪被害者は、心理的なショックから外に出るのも困難な状況**となっていることが多いです。
- このような状況では、弁護士に相談に行くこともままならず、孤立感を深めやすく、『手続きがどのように進んでいるのか』『自分のプライバシーの保護はどうなっているのか』『被害に対する賠償はどうなるのか』など、**支援が必要なのに自分で行動することが困難な場合**、大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会に所属している弁護士が病院や警察など、被害者が『ここなら大丈夫』と考える**場所まで出向き、相談に応じる制度**です。

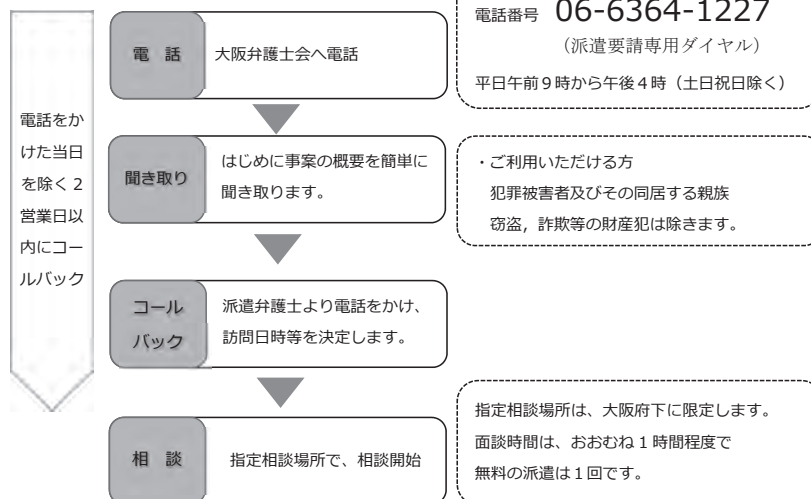
【制度の概要】

派遣対象者	○犯罪被害者及びその同居する親族（以下「犯罪被害者等」といいます。） ○窃盗、詐欺等の財産犯は除きます。 ○事案の内容等により、派遣をお断りさせていただく場合があります。
派遣要請方法	犯罪被害者等が大阪弁護士会担当事務局に電話で行います。
犯罪被害者等との面談場所	犯罪被害者等が指定する場所（大阪府下に限定します。）
派遣要請受付期間	平成28年10月3日以降の平日午前9時から午後4時まで （土日祝日を除きます。）
弁護士費用負担	無料
交通費等実費負担	無料
面談時間	おおむね1時間を目安とします。
派遣回数	無料の派遣回数は1回となります。（以降は、派遣弁護士と相談）

【制度のイメージ】

犯罪被害者等から大阪弁護士会担当事務局に電話により派遣を要請していただきますと、その日を除く2営業日以内に、派遣される弁護士（派遣弁護士）から犯罪被害者等へ電話をし（コールバック）、訪問日時・場所を決定し、その後、当該訪問日時・場所に、派遣弁護士が伺います。

【相談の流れ】



- ・被害届はどうしたらいいの？
- ・プライバシーはどうなるの？
- ・被告人に対する気持ちを言いたい。
- ・損害賠償を求めたい。
- ・弁護士に依頼したい。

大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会の委員が相談に応じます。



平成28年11月